**島本町都市計画案に対する意見書**

JR島本駅西地区と百山地区の都市計画案に対して、町の住民および利害関係者（※）は、期間内に意見書を島本町長へ提出することができます。※島本町に通勤通学しておられる方など、島本町に関係のある方

＜計画案の閲覧方法＞

役場2階都市計画課、1階文化・情報コーナー、町のホームページで閲覧できます。

＜閲覧期間・意見書提出期間＞

令和元年5月27日（月曜日）から令和元年6月10日（月曜日）

＜提出方法＞

・持ち込み ： 都市創造部都市計画課へ9:00～17:30（土日祝日を除く）

・郵送 ： 〒618-8570（住所記載不要）島本町役場都市計画課

島本町長　宛

|  |  |
| --- | --- |
| ①提出日 |  |
| ②住所・氏名 |  |
| ③都市計画案の名称  （ご意見のある案の番号に〇をしてください） | １.北部大阪都市計画用途地域の変更　２.北部大阪都市計画高度地区の変更  ３.北部大阪都市計画地区計画の決定（JR島本駅西地区）  ４.北部大阪都市計画地区計画の決定（百山地区）  ５.北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定 ６.北部大阪都市計画下水道の変更 |
| ④ご意見 |  |